

基本方針の素案【未定稿】について

1. 基本方針の位置付け等

公共サービス改革基本方針は、公共サービス改革法において、内閣総理大臣が、民間事業者等の意見を聴き、国の行政機関等の長等と協議し、官民競争入札等監理委員会の議を経て、閣議決定するもの（法第7条）。

基本方針においては、政府全体の取組の共通の指針、実行計画を定める。

基本方針については、「公共サービスの改革」に関する政府の方針を早急に明らかにするため、9月初めの閣議決定を目指す。また、対象事業については、現在行っている民間事業者等からの意見聴取等を踏まえ、（ ）9月初めの基本方針に盛り込めるものは盛り込み、（ ）9月までに検討が間に合わないものは、年内ないし年度内を目途に基本方針を見直すことを視野に入れ、検討を進める。

2. 基本方針に定める事項（法第7条第2項各号）

共通の指針に係る部分

- 一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項
- 二 競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

実行計画に係る部分

- 三 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置（特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。以下この条において同じ。）についての計画（次号に掲げるものを除く。）
- 四 競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画
- 五 官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項
- 六 民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項
- 七 廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、競争の入札による公共サービスの改革の実施に関して必要な事項